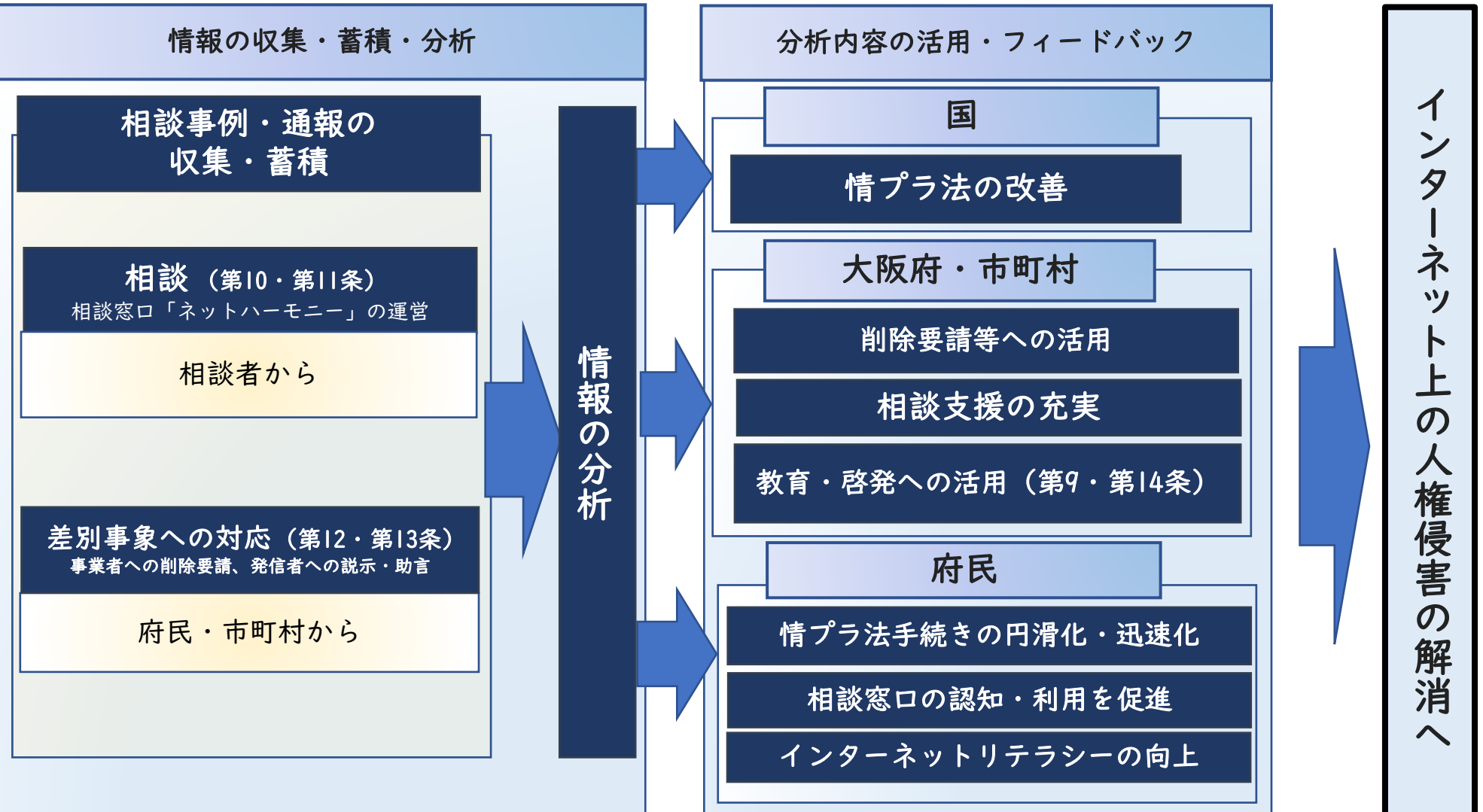


府は、令和7年度に施行された情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)により、インターネット上の人権侵害の解消が一層進むものと期待している。府は、今後、情プラ法に基づく事業者の取組が実効性のあるものとなるよう、「ネットハーモニー」や府民・市町村から収集・蓄積した相談事例や課題を分析し、その結果を踏まえ、国に対して必要な制度の見直しや改善を求めていく。

また、情報の分析を通じて得られた知見を教育・啓発に活用し、インターネットリテラシーの向上や「ネットハーモニー」の周知にも活用していく。



1. 情報の収集・蓄積・分析

・相談対応後のフォローアップ

(検討例)フォローアップの方法

(検討例)府の報告フォームの作成・運用

(検討例)違法・有害情報相談センター(国から受託)におけるプラットフォームの履行状況に関する報告フォームの周知

・情報収集・蓄積

(検討例)削除要請・発信者情報開示請求の成功例・失敗例

・情報分析の視点・着眼点

(検討例)情プラ法が遵守されているか(原則7日以内の通知や理由通知など)

(検討例)条例による削除要請事項がポリシー違反にあたるか

(検討例)各プラットフォーム事業者の削除要請の対応状況

(検討例)大規模プラットフォーム事業者と中小プラットフォーム事業者の対応の違い

2. 被害者救済や加害者にならないための周知・啓発

・ネットハーモニーの周知

(検討例)どの年齢層にどのような広報・周知が効果的か。

(検討例)媒体の違いによる啓発(紙媒体・SNSの活用など)

・周知する内容